

送配電会社の所有権分離とはどういうことか、そのあとの展望含めて

電力問題研究会第16テーマ・その2：2023/10（電力労働運動近畿センター気付）

『はじめに・・・電力自由化とシステム改革・発送電分離』

戦後日本は、10電力体制による地域独占で電力事業が運営されてきました。これによる電気料金高騰などから改革が求められました。よって「電力システム改革の方針」（2013年4月閣議決定）が、①広域系統運用の拡大、②小売及び発電の全面自由化、③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保という3段階からなる改革の全体像が示され、国会で成立しました。その後、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会の下に設置した「制度設計ワーキンググループ」において、電力システム改革を着実に進めていく上で実務的な課題への対応も含めた具体的な制度設計に関する検討・審議を行い、進行しています。

私たちは、これに対し市民社会や電力現場の声をもとに様々な検討も行いました。この表に示したように「電力自由化の懸念と求められる対策」を示し、そのトップに“発送電の分離”を掲げました。

『法的分離と所有権分離とは』

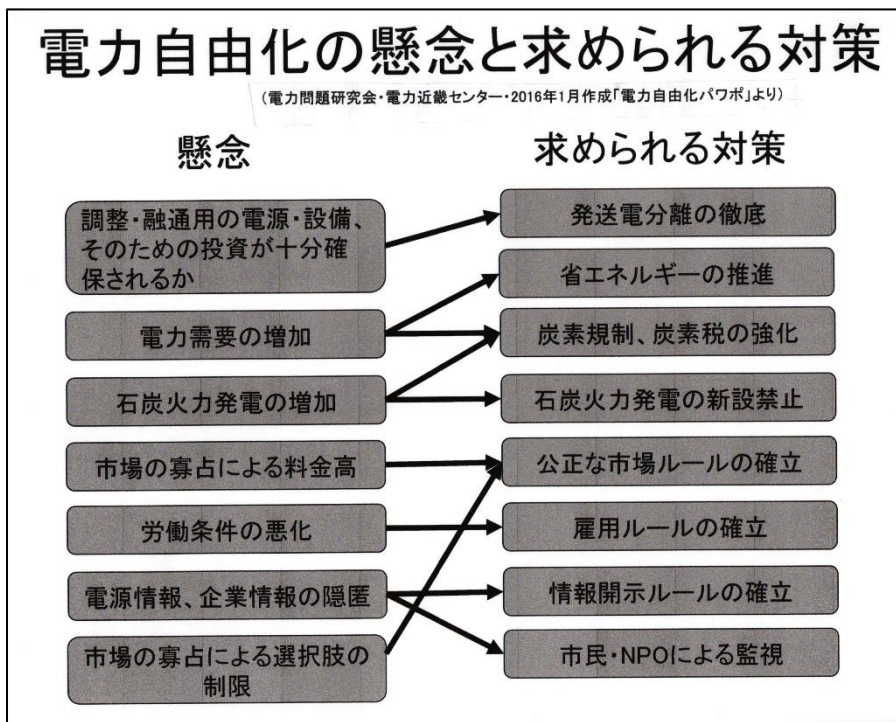
送配電会社の「所有権分離」とは、電力会社が送配電部門を別の会社に分離し、資本関係もなくすことです。これは、送配電網の中立性や公平性を確保し、電力市場の競争を促進するために行われる電力システム改革の一つです。日本では、2016年に電力小売りの自由化が実施されましたが、大手電力会社は送配電部門を子会社化する「法的分離」にとどまりました。

詳しく言うと、10電力が抱える送配電網を、新電力を含む発電事業者が公平に使えることが最重要とされました。切り離された送配電部門が、大手、新電力の別なく、公平な条件で送配電網の利用料（託送料）を徴収するということです。具体的には、送配電事業を大手の子会社として資本関係を維持する「法的分離」と、資本関係も切り離す「所有権分離」の2通りを中心に議論され、「法的分離」が選ばれたのです。2015年に改正電気事業法が成立、2020年に「法的分離」され、沖縄を除く9社が送配電部門を子会社化して今日に至っています。

『所有権分離が急浮上してきたいきさつ』

「法的分離」の場合、資本関係はあっても、送配電会社として、親会社である大手電力と、新電力を公正に扱うことが必須です。具体的には、送配電会社は新電力と契約した消費者の氏名、住所、毎月の使用電力量などの情報を持つことになり、この情報を大手電力が見ることは法で禁止されました。

大手各社は、送配電子会社が持つ情報を盗み見。特に関西電力の不正は判明分だけで15万件超に上り、顧



客を奪い返す営業にも利用していました。

にもかかわらず、この公正競争のための大原則を根底から揺るがせたのが 2022 年 12 月以降に明らかになった大手電力による新電力の「顧客情報不正閲覧問題」です。送配電網の運用に不公正な競争があったことが明らかになりました。大手各社は、送配電子会社が持つ情報を盗み見続けました。特に関西電力の不正は判明分だけで 15 万件超に上り、顧客を奪い返す営業にも利用していたのです。

この問題を受けて、政府の規制改革推進会議の作業部会は、大手電力会社に対して送配電子会社との資本関係を完全に切り離す「所有権分離」を求める提言をまとめました⇒以下『提言』。

提言者の一人、都留文科大の高橋洋教授（エネルギー政策）は、回転ずし会社の幹部が、競合他社に引き抜かれた際に食材原価などの営業秘密を持ち出した事件を例に、「不正閲覧が許されないことは明らか」と指摘した上で続ける。「2000 年から小売り自由化が段階的に進んだが、この間、不正閲覧で不利な競争に置かれた新電力が不当に撤退を余儀なくされたり、料金が高騰したりした可能性も否定できない」と指摘しました。

『さまざまな問題点もある』

『所有権分離のメリットとデメリットについて』

メリット：

- 送配電網を公平に利用できるようになり、新規参入や競争が活性化することで、電気料金の値下げが期待できる。
- 再生可能エネルギーの導入が加速する可能性がある。
- 送配電部門の維持管理業務を切り離すことで、発電部門のコスト削減が可能になる。
- 送配電設備の信頼性が向上する可能性がある¹。

デメリット：

- 発電部門と送配電部門の連携が取りにくくなり、電気の品質や安定性が低下する可能性がある。
- 新しい発電所や送配電設備の建設には大きな設備投資が必要になり、逆に電気料金を上げる要因になる可能性がある。
- 海外の事例では、発送電分離導入後にすぐに電気料金が下がったという実績はまだ見られず、むしろ上昇した国もある。

『財産権の侵害について』

所有権分離には大手電力が抵抗してきた経緯があります。また大手電力は、巨額の投資を必要とする電気事業はグループ経営ができなくなると、資金調達に支障が出る恐れがあると訴えます。

また送配電は資産を持って託送料という安定的な収入を得られますが、それと完全に分離された発電事業の収益性が落ちて、かえって電気料金が上がる可能性を指摘する声もあります。

そこで『提言』は、送配電会社が法に違反し、公共の利益を阻害した場合には「許可の取り消しができる」という電気事業法の規定があることを指摘。情報漏えいをした送配電会社の許可を取り消した上で、送配電網の引受先に即日許可を出すことで、「実質的に所有権分離への道が開ける」と提案したのです。

また高橋教授は、「会社分割による新会社を引受先とするか、投資会社など他社への売却が考えられる。2 年ほどの準備期間を置いて移行すれば電力供給にも支障はない。それまでは、行為規制を強めて中立性を確保する」と述べ、「同じ法的分離のドイツでは、電力会社への規制を強化した結果、規制を守る負担が重いと判断した親会社が送電網を自主的に売却、電力 4 社のうち 3 社で所有権分離が実現した。」と解説しました。

『安定供給が出来なくなるのでは!?!』

その理由は「基本的に貯蔵できない電気は、消費量と発電量を常に一致させる必要がある。また、発電所で作られた電気は送電線や配電線を通して消費者へ届けられるため、発電所と送電線は長期的視点で歩調を

合わせて整備する必要もある。したがって、停電への迅速な対応を含め、所有権分離では一体的な運営ができにくくなりマイナスが大きい」というのです。これら大手電力の主張も踏まえ、経産省は所有権分離でなく、現状の子会社のまま規制強化で対応する考えを示しています。

これに対し高橋教授は「送配電が独立すると、今は地域でばらばらな送配電会社が合従連衡し、本当の意味で広域運用が実現して電力の安定供給につながる。再生可能エネルギー導入に寄与する送電網への投資も進む。すでに欧州は実現している。再エネを軸とした脱炭素を社会全体で実現するために、今回の提言に向き合ってほしい」と述べています。

『外国では所有権分離は進んでいる』

欧州では、1996年から2009年にかけて、電力自由化のための3つのエネルギーパッケージが制定されました。その中で、2009年の第3次エネルギーパッケージでは、送配電の所有権分離が求められました。

しかし、所有権分離には反対する国もありました。特にフランスやドイツなどは、財産権の侵害や電力の安定供給の問題を指摘しました。そのため、所有権分離の代わりに、送配電部門を法人格分離したり、独立系統運用者（ISO）や独立送電運用者（ITO）を設立したりすることができるようになりました。

現在、欧州では、英国やスペイン、イタリア、北欧諸国などで所有権分離が導入されていますが、フランスは所有権分離を採用していません。

所有権が分離されたあとの展望・・・将来の方向について・・・イメージも含めて

『抜本的な日本の送電網のあり方』

今後の焦点は、政府の規制改革案に提言が盛り込まれるかどうかです。

これは、新規参入者に対して公平な競争条件を提供し、電力市場の自由化を促進するために行われねばなりません。

遠隔地の大規模原発などから、大消費地への超高压送電線で供給してきた日本の送電網を根本的に考え直すことが基本です。全国に点在し、今後も地産地消・分散型電源を急増させていく方向に見合った送配電網の実現がそれです。

そのためには、幾つかのカベも乗り越える国民合意も必要です。旧大手電力間の連系系統、50・60ヘルツ間の系統の抜本的な増強の問題、北海道や東北などの大規模洋上風力から列島各地へ送り込む系統、「電力安定供給を理由」とした再生可能エネの抑制問題の解決、等々。

何よりも急ぐ必要があるのは「蓄電技術」で、再生可能エネ発電を抑制するのではなく、最優先で活用出来る政策を先行させる必要があります⇒以前の15テーマで論述済み。

【意見1】：東西2社程度に合併し、連系線増強を優先させていく。メンテについては従来の区域ごとでよいと思う。

【意見2】：アメリカのカリフォルニアには送配電会社が多くあって、ISO通して運営管理が行われ、複数の会社で比較出来る姿となっている。だから日本でも無理に合併しなくても良いと思う。

【意見3】：ドイツのシェーナウの取り組み過程では、送配電設備を市民たちが自分の者にしていく運動が繰り広げられた。

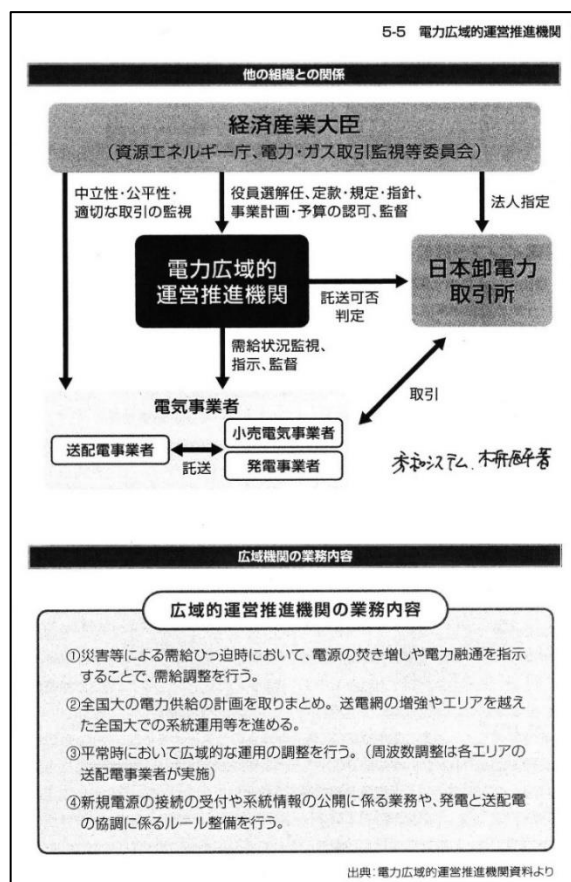
【意見4】：所有権分離されれば、新しい送配電会社が再生可能エネ発電の送配電を創りあげる場合もあり得ると思う。

【意見5】：淡路島は南半分が四国電力から、北半分が関電ら送電していて、南側のメガソーラーが四国電力によって出力抑制され危機にひんしている。淡路全体の送配電網を自治体や再可エネ関係者によって、自給体制が可能かも知れない。

【意見6】：関電では御坊・海南火力廃止で大阪へ向かう送電線は遊んでいる。全国でも大型原発や火力がな

くなると超高圧送電線をどのように活用すべきか考える必要がある。

『電力広域的運営推進機関との関係』



算で、新たな系統増強の動きも出てきている。

よって、所有権分離された「送配電会社」の運営管理と、どのような連携関係となっていくのか、さまざまな議論・検討が求められています。

『大手電力や経産省のうごき』

★「送配電システムズ」：2023/9/1 から電力9社に沖縄電力も参画して全国的な「送配電システムズ」を設立しました。今まで10電力ごとにそれぞれ中央給電指令所を持ち、日々の需給調整をしてきました。しかし、全国的に太陽光発電が増えるとともに、出力が落ちる夕方以降のやりくりで苦心するようになりました。そのため需給管理システムを統一することで、他の電力司令所からバックアップ出来るようにしたものの。

これは、前記でふれた「広域的機関」と協調するためか、「対抗」となるのかよくわかりません。

★「発電と小売りの分離も」：「急浮上してきたいきさつ」で記載したように、地域独占時代のまま「不正」が継続していて、さらに以下の問題点も浮上してきているので、送配電会社の所有権分離だけでなく「発電と小売り」の分離も必要です。

大手電力は供給力の8割を持っています。同社内の小売り部門への内向きの「安い価格で卸す」特別

2015年4月に発足、その後の歩みは図の通りで、2020年の電技事業法改正で「全国大で最適なネットワーク形成となるようなマスタープランの策定」も任されるようになりました。次ページ記事のように、政府は大きな予

5-5 秀和システム 本所 辰平 著

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関は、日本全体の電気の安定供給に責任を持つ機関として、2015年4月に発足しました。全国大で電気が効率的かつ公正に流通する仕組みを整えており、担当業務や責任の重さは増す一方です。

▶ 全ての電気事業者に加入義務

電力広域的運営推進機関は政府の認可法人で、発電、送配電、小売など全ての電気事業者に加入義務があります。東日本大震災後に決まった電力システム改革の1段階目の目玉として、電力系統利用協議会(ESCU)と入れ替わる形で創設されました。あらゆる時間軸で日本全体の電気の安定供給に目配りする組織で、ハード、ソフトの両面で全国大の供給安定性の確保のために必要な施策を講じます。

24時間365日、全国の需給状況を監視し、想定外の気温上昇や自然災害などにより安定供給に支障が起こりかねないと判断した場合には、供給力不足のエリアに電気を融通するよう事業者に対して指示する権限があります。こうした融通の指示は、創設から21年8月末までの約6年半で275回に及んでいます。

電力システム改革の新制度について、技術的な側面からの検討作業は基本的に請け負っています。容量市場や需給調整市場、日本版コネクト&マネージなどの詳細設計は、広域機関が設置した有識者会議で行われています。2018年9月に発生した北海道のブラックアウトの原因究明も担当しました。

中長期的な全国大の電力システムの在り方についても検討し、地域間連系線の増強でも主導的な役割を果たしています。事業者や国から要請があった場合、工事費用の負担割合など増強工事の具体的な計画を立案します。また、小売事業者が利用する低圧需要家のスイッチング支援システムの運営も担っています。

② 広域機関が担う仕事は、20年の電気事業法改正によりさらに増えました。例えば、再生可能エネルギーなど電源側の事情も加味して全国大で最適なネットワーク形成となるようマスタープランを策定するという重要な役割を任せられました。再生可能エネルギー発電促進賦課金の管理や交付などFITに基づく業務も広域機関に移っています。また、20年度冬季の需給逼迫を受けて、日本全体の供給力の確保に向けて、さらに積極的な役割を担われる方向です。

料金メニューがあり、新電力をつぶせるような「内部取引」を行って利益を上げているのです。経産省は「情報公開すればよい」としているだけです。したがって再エネで頑張る事業者・団体からも「発電と小売りも分離せよ」との強い要求も出されています。関電の場合、発電部門と小売り部門の役員は同一人物となっています。

ドイツでは、市民とともに自治体が発電も配電も小売りも独占しているが、自由化と情報公開が徹底されているので、市民はたの電力会社からの電気購入も自由に選択出来るようになっています。

☆「電力広域的運営推進機関」の計画：以下の記事の通りです。

送電網増強に7兆円

2023.3.30 毎日

50年まで再生エネ普及

広域機関が長期方針

全国の電力需給を調整している「電力広域的運営推進機関」（広域機関）は29日、脱炭素社会の実現に向けた送電網整備の長期方針を公表した。今後のベースシナリオとして2050年までの送電網の増強費用が約6兆5000億円になる見通し。北海道や東北で再生可能エネルギーの大量導入が見込まれる中、海底直流送電線の新設など東日本を中心に送電網を整備することになる。

広域機関は15年、電力事業 会社間の融通を指示しているを巡る仕組みを大胆に変える。いわば電力の安定供給の東日本大震災後の「電力システム改革」の第一弾として設立された国の認可法人。全ての電気事業者が会員として加わっている。各社の電力需要や発電所の状況を把握し、電力需給が逼迫する場合は電力の送電網の増強工事で最も巨額の費用がかかるのは北海道・東北と東京エリアを結ぶ海底直流送電線の新設だ。30年度までに整備される。日本海側と太平洋側の2ルートで計約2・5兆5000・4兆円に上る。各エリア内の送電網についても、北海道で約1・1兆円、東北で約6500億円、東京で約6700億円をそれぞれ投じて増強することになる。

このほか、太陽光の導入量が多い九州と中国エリアを結ぶ送電線「関門連系線」を約4200億円かけて増設。電圧が異なる東日本と西日本の送電網をつなぐ「周波数変換所」の増設に約4000億円、4300億円を投資し、再エネ拡大を後押しする。

政府は21年に閣議決定したエネルギー政策の中長期方針で、再生エネの主力電源化を掲げているが、現在の送電網は火力や原子力といった既存の大規模発電所を急遽に整備されているため、後発の再生エネ普及の足かせになっているとの指摘があった。陸上風力や洋上風力の適地となる地方では人口や経済の規模が小さいため電気が余ってしまう恐れがあり、再生エネによる電力を有効活用するには大消費地である首都圏に運ぶための送電網の増強が急務となっていた。

【浅川大樹】

2050年に向けた主な送電網の増強方針
※電力広域的運営推進機関のマスタープラン（ベースシナリオ）より作成。単位は万¹⁰。2²

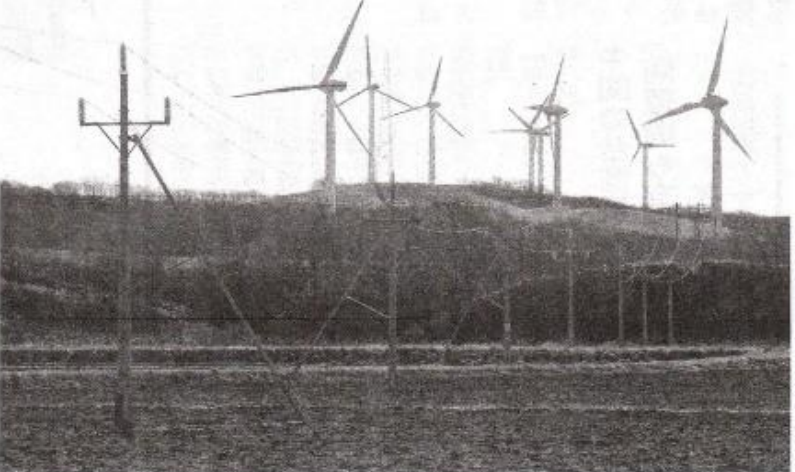
新設 **増設**

日本海ルート
北海道―東北 400
東北―東京 400

太平洋ルート
北海道―東北 200
東北―東京 400

九州―中国 278→556

周波数変換所 300→570
周波数変換所は210万¹⁰から増強中



送電線と陸上風力の風車―北海道苫前町で2015年11月、手塚耕一郎撮影